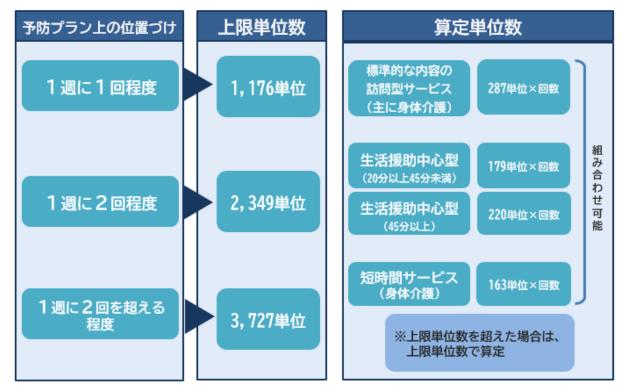
介護予防訪問介護相当サービス (A2) の算定方法について

1 算定方法について



算定方法の例

- 予防プラン上の位置づけが1週に1回程度(要支援1・事業対象者)の方の場合 月に2回標準的な内容の訪問型サービス、月に2回生活援助中心型(45分以上)を実施 出来高報酬で算定すると、287単位×2回+220単位×2回=1,014単位 上限単位数 1,176単位>1,014単位 であるため、1,014単位 月に5回標準的な内容の訪問型サービスを実施 出来高報酬で算定すると、287単位×5回=1,435単位 上限単位数 1,176単位<1,435単位 であるため、上限単位数1,176単位
- 予防プラン上の位置づけが 1 週に 2 回程度(要支援 2・事業対象者)の方の場合 月に 4 回標準的な内容の訪問型サービス、月に 4 回生活援助中心型(45 分以上)を実施 出来高報酬で算定すると、287 単位×4回+220 単位×4回=2,028 単位 上限単位数 2,349 単位>2,028 単位 であるため、2,028 単位 月に 8 回標準的な内容の訪問型サービス、月に 1 回生活援助中心型(20 分以上 45 分未満)を 実施

出来高報酬で算定すると、287 単位×8回+179 単位×1回=2,475 単位 上限単位数 2,349 単位<2,475 単位 であるため、上限単位数 2,349 単位

なお、標準的な内容の訪問型サービスは、対象者と一緒に手助けや声掛け及び見守りをしながら行う調理、配膳、後片付け等の身体介護を含むものであり、生活援助中心型は、対象者の生活 範囲内の清掃・整理整頓、ゴミ出し、洗濯等の身体介護を含まないものになります。